

民間資金等活用事業推進委員会第29回総合部会（概要）

日 時：平成22年3月1日（月）15：00～17：00

会 場：中央合同庁舎第4号館12階1214特別会議室

出席者：宮本部会長、小林部会長代理、碓井委員、佐藤委員、根本委員、米田委員
赤羽専門委員、有田専門委員、石田専門委員、今道専門委員、江口専門委員、土屋専門委員、野元専門委員、橋本専門委員、廻専門委員
名執法務省矯正局矯正調査官、吉田国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室長

事務局：小橋民間資金等活用事業推進室長、稗田参事官、山本補佐、瀬戸山上席政策調査員

議事概要：

（1）部会長代理の指名について

宮本部会長が、部会長代理として小林委員を指名

（2）PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）について

事務局より、資料に基づき、標準契約1（案）のこれまでの審議状況や、パブリックコメント等に基づく修正点について説明。委員からの主要な意見は下記のとおり。

【公共の監督責任について】

- ・（B専門委員）建設時に事故が生じた場合に、PFIの場合は発注の主体が従来方式と比べ変わるため、監督責任の所在があいまいになっており、明記すべき。
- ・（C専門委員）ほとんどのPFI契約では、確認の立会いをしたことで公共が責任を持つわけではないとされているが、実際はケース・バイ・ケースである場合が多い。
- ・（事務局）本標準契約1（案）は、管理者等と選定事業者の責任分担の観点から条文を構成しており、第三者に対する責任までは踏み込んでいないという状況。標準契約とは別の、例えば国家賠償法などで規定されるものとする。

【瑕疵担保責任と維持管理の業務要求水準について】

- ・（B専門委員）瑕疵担保期間を超える事業期間においては、選定事業者が施設の修繕義務を負うことを業務要求水準書に明記するべき旨を注に書くべき。
- ・（E専門委員）瑕疵には明認できる瑕疵と隠れたる瑕疵の2種類があり、各々瑕疵担保期間は異なってくる。PFIだからといって特別扱いはなく、第三十五条の注3に例示されている期間は、公共工事標準請負約款に基づいたものであるということを明らかにすべき。
- ・（A専門委員）選定事業者は、事業期間中は瑕疵担保期間を超えていても、瑕疵があれば補修義務を負うと契約に明記することは、瑕疵担保制度の趣旨に反する。
- ・（C専門委員）瑕疵担保責任は事実認定が容易でなく、かつ無過失で事業者が責任を負うため一定期間に限っているが、業務要求水準未達の場合は、事業者に帰責性がある場合には事業者が責任を負う。両者は異なる性質の問題と捉えるべき。

- ・(E 専門委員) 維持管理については制度設計の問題。官側が民間に負わせる瑕疵担保責任の範囲を明らかにすべきであり、他方、合理的な範囲であれば瑕疵担保に限らず更新や修繕という名目で民間が引き受けることが可能。ただし、第三者による損害等を全て民間が負担することは制度上成り立たないだろう。
- ・(事務局) 業務要求水準書に定める維持管理の方法を事業に応じて明確に規定する旨を記述する。

【通常妥当について】

- ・(F 委員) 第六十八条の第三項で、「必要があると認められるとき」とする必要があるのか。また、随所に「通常妥当と認められるもの」という表現があるが、これは品質についての意味か、それとも金額についての意味か。
- ・(C 専門委員) 「通常妥当と認められるものの額」とすると、いわゆる相当因果関係という形で解釈されかねないので、品質の場合にも通常妥当が使われ得るとするのは若干違和感があるため書きぶりを工夫すべき。
- ・(事務局) 御指摘を踏まえ修正する。

【法令変更について】

- ・(G 専門委員) 法令変更に関する増加費用については、直接関係する法令を特定するにあたってはある程度裁量の余地を残すべき。該当法令を限定列挙するだけでなく、民間が過度なリスクを負担する場合には考慮する等の注を加えるべき。また、資本的支出以外にも法令変更による増加費用は生じる点も考慮されるべき。
- ・(H 専門委員) 法令変更の扱いについては、民間事業者にリスクを負わず価格改定を幅広く行うべきという意見と、民間事業者の創意工夫を活かす形で価格改定を極力しない方向に誘導すべきという意見があるが、この標準契約はどちらに立つのか。
- ・(事務局) 第四十五条の書きぶりは、疑義をできるだけ少なくし、管理者が負担すべきものを明確にしようという考えに基づいているが、注書きは更に整理することとする。
- ・(I 専門委員) 今後標準契約で運営型の P F I 事業を扱う場合には、検討法令も多岐にわたるため、特定される法令変更の法令は非常に重要な項目となる。P F I の事業者からも要望が多いところ。

【留意事項、主な想定等について】

- ・(J 委員) 「主な想定」の で、B O T 方式はカバーされていないと書くべき。また、「主な想定」の で、小規模事業の場合に簡略化できる事項について明記すべき。
- ・(D 委員) 「標準契約(案)の対象について」の、1 . 施設整備の内容による分類に、「用途変更」を加えていただきたい。
- ・(F 委員) 「留意事項」の に、実際の事業においては標準契約で契約を固定化するのではなく、個別ケースごとに管理者と民間事業者が互いに案を出し合って適切な契約条項を作成していくべき、という趣旨を明記すべき。

【その他】

- ・(A 専門委員) 第六十五条の規定では、損害賠償額に金融費用は含まれないと解釈される可能性があるため、注書き等で説明が必要。
- ・(B 専門委員) P F I 事業は長期の契約の中で様々な変更が生じやすいため、変更の協議の前提となる事業費内訳書を綿密に作るべきということを明記すべき。
- ・(M 委員) 業務要求水準書の変更について、民間事業者から創意工夫を引き出すことが

重要だが、第十四条で定められている業務要求水準書の変更過程では管理者と選定事業者が対等に協議できるという印象を受けないため、改善が必要。

本日の議論を踏まえて修文作業を行ったうえで、総合部会の取りまとめとし、宮本部会長より第22回の委員会で、標題から案をとる形で報告いただくことが了承された。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681